

別記第3号様式

東住発第508号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿屋市朝日町7番21号

氏名 株式会社カナザワ
代表取締役 金沢幸一

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたものであることを証する。

令和8年2月12日

東串良町長 宮原順 (公印略)

事業の範囲	事業の内容	一般廃棄物収集運搬業
	一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、ストックヤード搬入ごみ
許可の期間	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	
作業区域	東串良町全域	
最終処分先	肝属地区清掃センター	
許可の条件	1 職務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、町長の指示に従わなければならない。 2 町長の承認を受けないで許可によって生じた権利、義務を他人に譲渡してはならない。	
許可の更新及び変更の状況	令和8年2月12日 許可証交付(更新)	